

吉岡町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和4年3月

吉岡町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年度に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関と連携体制を構築し、「吉岡町通学路交通安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路等の安全確保を図っていくことを目的とします。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関と連携を図るため、以下をメンバーとする「吉岡町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論して策定します。

メンバー

- ・群馬県渋川土木事務所
- ・群馬県渋川警察署
- ・駒寄小学校及びPTA
- ・明治小学校及びPTA
- ・吉岡中学校
- ・吉岡町教育委員会教育総務室
- ・吉岡町総務課安全安心室
- ・吉岡町建設課用地管理室
- ・吉岡町建設課都市建設室

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検

- ・合同点検の体制及び推進会議について次のとおりとします。

①町内の小学校は、PTA等と協力して通学路の点検を行い、危険箇所を教育委

員会事務局に報告します。

- ②効率的かつ効果的に合同点検を行うため、町関係 3 課（総務課、建設課、教育委員会事務局）にて重点課題等を設定し、事前に協議を行います。
- ③小学校から報告された通学路の危険箇所について、それぞれ毎年、各関係機関と連携して通学路の合同点検を実施します。
- ④町内小学校の代表、保護者代表、県渋川土木事務所、県渋川警察署、町関係 3 課が参加する「通学路安全推進会議」を開催して、安全確保の検討及び対策を図っていきます。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策が必要な箇所について、箇所ごとに、路面標示や防護柵設置、道路拡幅等のハード対策を検討します。また、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策が必要な箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検の結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのかどうかの確認を行います。また、必要に応じて学校等に聞き取りを行うことや、実地観察を行うなどして対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 危険箇所一覧と危険箇所図の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「危険箇所一覧表」及び「危険箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 通学路等危険箇所一覧表

別添② 通学路等危険箇所図